

議第69号「寒河江市市民浴場に係る指定管理者の指定について」の資料

指定管理者の候補者選定結果

1 申請団体 寒河江温泉協同組合（1団体）

2 選定方法

選定基準に基づき、寒河江市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会の審査を経たうえで、指定管理者の候補者を選定した。

4 選定結果

選考基準	項目	基準点	選定団体
(1) 市民の平等な利用が確保されること	1 施設運営に関する方針	3	4
	2 利用目的に沿った施設の有効活用方策	6	6
	3 自主事業による施設の有効活用方策	2	6
	4 個人情報の保護対策	3	3
	5 利用者への施設に関する情報の提供	3	3
(2) 施設の管理を安定して行う能力を有しているものであること	6 財務の健全性	5	3
	7 適正な人員配置	3	4
	8 人材育成及び研修の実施	3	3
	9 類似施設等の管理実績	2	8
	10 緊急時の対策	3	3
	11 苦情対応及びトラブルの未然防止対策	3	3
	12 環境配慮の推進	3	4
合計（75点満点換算とした場合）		39	50

【評価の理由】

- ・「1 施設運営に関する方針」については、市民の健康を増進し福祉の向上と、交流を通じた活気あるまちづくりの一端を担えるよう取り組みが伺え、また、施設運営に関して、事業継続計画を策定していくなど、運営に対する積極性及び発展性の確保が期待できることから「4」の評価とした。
- ・「2 利用目的に沿った施設の有効活用方策」については、開業時間を通常より30分早くする営業を実施することで、利用者の利便性の確保が期待できること、また、市民利用者カードの発行による市民利用者の利便性の確保することを提案していることから「6」の評価とした。
- ・「6 財務の健全性」については、経営母体の収入源が限られている（組合出資金と分湯収入）ことから、組合が所有する固定資産（源泉施設など）に大きな変動（施設の更新や大規模改修など）があった場合、経営への影響が大きいと考えられるが、現段階では健全と判断できることから「3」の評価とした。
- ・「7 適正な人員配置」については、支配人をはじめ常勤者を4名配置するとともに、パート職員8名（2名を1グループとして2交代制、4グループで実施するなど、適正な人員配置が認められ、運営がスムーズに行えることが期待できることから「4」の評価とした。
- ・「9 類似施設等の管理実績」については、寒河江市市民浴場指定管理者を平成19年度から21年度の3年間した実績はあるが、その後の類似施設の指定管理者の実績はないことから「8」の評価とした。
- ・「12 環境配慮の推進」については、配管、浴槽の洗浄薬剤（非劇物）、シャンプー、ボディーソープ等に環境配慮型製品を採用して健康と環境への配慮を実施や敷地周辺の美観維持のため、周辺清掃の実施による周辺地域の美化活動の推進する提案があったことから「4」の評価とした。